

法雲寺蔵「尊号真像銘文」について

武藤 正典

昭和四十一年三月二十六日、文部省文化財保護委員会が新しく重要文化財に指定した福井県丹生郡越廼村大味、真宗大谷派法雲寺（常盤井泰住職）所蔵の「尊号真像銘文」清書本、一帖は親鸞自筆の原本で、この書には広略二冊が現存し、広本は高田派本山専修寺（三重県）に所蔵され、略本が法雲寺に伝わっているがいずれも親鸞の自

筆で、広略共に同時にこのたび重要文化財になった。

法雲寺所蔵の「尊号真像銘文」の料紙は美濃紙の袋綴本（ふくるとじほん）で寸法は縦二七、五センチメートル、横二〇、〇センチメートル、行数は五行で十六条である。相当茶褐色に燻染し古いものだが損傷はなく、全体を通じ一筆のかたかなまじり文で、題号の左方少し下がったところに「釈覚信」と記され、巻末に「建長七年乙卯六月二日、愚禿親鸞八十三歳書写之」と奥書がある。

高田派専修寺の広本には「正嘉二歳戊午六月廿八日書之愚禿親鸞八十六歳」とあって、法雲寺の略本より三年後に親鸞が読み直し、追加し、修正したもので、略本より五条増されてある。

晩年の親鸞が関東の門弟へ伝授した聖教の袖書はみなこの例で、奥書の年月日は親鸞が門弟の覚信房へ与えるため記入した月日で撰述はこれ以前が当然である。親鸞は聖教を授与する場合必ず本文の奥に年号・干支・月日・法諱・署名、ならびに年齢を加え表紙の題下に袖書をなして、これによつて後世、彼の聖教の製作年代、書写

などの年時が決まるのであつて、今日親鸞の筆跡として明らかにされ残っているものは全部国宝に指定され次のものがある。

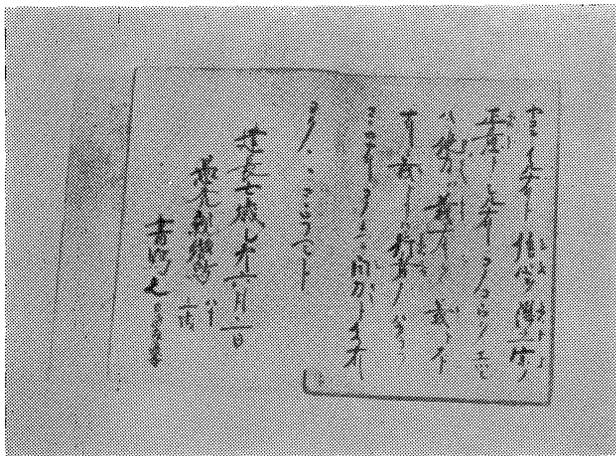
1. 教行信証(坂東本)六冊、親鸞六十五歳(昭和二十七年三月指定、京都東本願寺)
2. 観無量経註一卷、親鸞三十五歳、(昭和二十七年三月指定、京都西本願寺)
3. 阿弥陀経註一卷、親鸞三十五歳、(昭和二十七年三月指定、京都西本願寺)
4. 西方指南抄六冊、親鸞八十五歳、(昭和二十八年十一月指定、三重県専修寺)
5. 三帖和讃三冊、親鸞七十六歳、(昭和二十八年十一月指定、三重県専修寺)
6. 紙本墨書親鸞画像(鏡御影)一幅、付絹本色親鸞画像(安城御影)一幅、願生偈、大無量尋経および正信偈の重文自筆書入れ、(昭和三十一年六月指定、京都西本願寺)

以上七点で、こんど「尊号真像銘文」法雲寺、専修寺の二点が追加され、計九点となつたが本県でははじめてである。

親鸞筆跡の特色を検討するため、昨年九月文部省文化財保護委員会事務局美術工芸課書跡主査官、近藤喜博(文学博士)と二人で、すでに指定されている教行信証、三

帖和讃、西方指南抄を持参しこれを対象して明細に比較調査した、一字一字切れ切れに書かれた親鸞の字は、いかにも善意に満ちた人間の姿というものを想像することができた。

この四冊を検討し探り得た限りにおいて



は、「心」の漢字の横のかなを親鸞は「シム」と書き、「キ」を「キ」と「ギ」を「キ」と書かれている。このような仮名字が鎌倉時代にあつたのであろうがつきとめることは困難で、尊号真像銘文の巻尾(写真参照)に「他力ハ義ナキヲ義トストナリ」とある、「他力」の「力」の仮名は「リキ」が普通だが「リ」と書かれ、「義」の仮名も「キ」と書かれ、教行信証の中にも「無」が「ナ、ガ」と同じような仮名になっている。これは親鸞直筆の異色で他の人には見当らない。

親鸞の直弟たちも、信仰、教義、だけの師弟でなく筆跡も師の個性を習得したようである、真宗初期の顕智、円善、等の筆跡はまったく親鸞に類似した沈着なものであるが、この仮名だけはやはり「キ」は「キ」と書き親鸞だけが「シ」と書いていることは注目すべきである。

この書は、親鸞から伝授した覚信の所持本で、覚信は親鸞の関東以来常随の門弟、下野高田の人で「親鸞門侶人名牒」に洛中住門弟の一人に書かれ、俗名但馬太郎、大郎入道と号し、建長八年親鸞が彼に与えた書状に「存命ならばきつと京都へおいでな

武藤 法雲寺藏「尊号真像銘文」について

さい」とあるが、これによつて覚信が上洛の途中発病し、同侶が帰国をすゝめたさい、「死するほどなら歸るとも死し止るとも死し候はんず、病は病み候へば歸るとも病み候はんず同じくば御許にて終り候はゞ終り候はぬ」といつて上京し親鸞のもとで往生をとげている。高田専修寺所藏消息、善性編四通のうち、十月二十九日したゝめた文中に覚信が重病で死にのぞみ称名念仏を怠らないので親鸞がその所存を確めたら「今は娑婆の余名いくばくもなければ報恩の大作も之を限りと存じ候へば一声にても

と思ひてかく称名仕り候」と答え、親鸞も「わが教え空しからず」と喜んでいて、兩者の深い信仰関係が書かれてあるが、親鸞自筆のこの書が覚信の手に渡つたのも当然であろう。

尊号真像銘文は略して銘文といい、真宗で最も尊重すべき尊号と真像の銘文を集め、その大意を述べた。仏号ならびに影像の讃文に用いた諸文の注釈である。

仏教各宗派に安置する本尊の仏像は宗派により一定して、天台、真言は、薬師阿弥陀、大日、釈迦如来、観世音菩薩、不動明王などで、単純な禅宗でも「諸堂安像

記」に示され、日蓮宗は「観心本尊抄」に示され、真宗はこの尊号真像銘文に述べてあつて、その内容は無量尋経中の三文以下十六文の文で次のようになつてゐる。

- 一、尊号の銘
- (1) 大無量尋経 第十八願文
- (2) 同 其仏本願力等四句
- (3) 同 必得超絶去等八句
- 二、天親菩薩真像の銘
- (4) 浄土論 世尊我心等十二句
- (5) 同 觀仏本願力等四句
- 三、善導和尚真像の銘
- (6) 智栄作 善導和讃
- 四、源空型人真像の銘
- (7) 隆寛作 源空聖人讃
- 五、善導和尚真像の銘
- (8) 玄義分 言南無者文
- (9) 観念法門 撰生増上縁文
- (10) 同 護念増上縁文
- 六、源信和尚真像の銘
- (11) 往生要集 我亦在彼之中文
- 七、源空聖人真像の銘
- (12) 選択集 往生之業念仏文
- (13) 同 天竺離生死文
- (14) 同 当知生死之家文

八、聖党和尚真像の銘

- (15) 聖党讃 天根有利鈍文
- (16) 親鸞撰 正信偈本願名号正定業等二十句

以上が略本で、はじめ五文は十字、九字名号の銘文、第六、七、は善導、源空の銘文である。

高田専修寺は、真仏、顯智、専空、と法統を継承し長享年間(一四八七)加賀一向一き(揆)で滅亡した加賀城主富樫政親の未亡人が第十代真慧に再婚し、その子応真が文龜二年(一五〇二)専修寺住職の綸旨を賜つた。しかし真慧は法脈相承の趣旨から永正八年六月、常盤井宮恒真親王の第三王子喜雲院宮真智を迎え第十一世住職とした。永正九年(一五二二)真慧示寂後、応真と真智の間に住職争いが生じ、大永二年(一五二二)真智は越前に逃れ一寺を建立したのが、越前坂北郡熊坂専修寺で、この「銘文」はそのさい真智の手によつて越前に運ばれたものである。熊坂専修寺はその後朝倉氏と結び、真空、真能、真教と続き永録十年(一五六七)朝倉氏と本願寺の講和後、織田氏と氣脈を通じ、真教は柴田勝家の尽力で寺基を熊坂から丹生郡殿下畑

中に移した。その後江戸時代に入り寛永十一年（一六三四）伊勢専修寺と畑中専修寺の間で本寺争いが起き、江戸寺社奉行の裁決で畑中専修寺は敗訴となり門末は伊勢専修寺の末寺にさせられた。しかし真教、真誉の親子は依然畑中で寺格を支配していた。三十年過ぎた寛文三年（一六六三）再度の争いで幕府は畑中専修寺真教と伊勢専修寺堯円とを対決させたが、こゝで畑中専修寺は完全に敗れ、真教、真誉の親子は近江国高島郡、大溝城主分部嘉高にあづけの身となり、寺も末寺五ヶ寺も破却されたが、このとき残つた末寺法泉坊が仏光寺派に転じ、貞享三年（一六八六）東本願寺派に転じ法雲寺と改寺し現地に移つたのである。この本寺争いのおり、ひそかに隠され現在に伝わつてきたもので、この外隠されていたものには、入出二門偈（建長七年六月、親鸞八十三歳の真筆）、安静の御真影（建長七年十月、親鸞八十三歳の姿偈文入り）御形見御真影（康元二年三月、親鸞八十五歳の姿）、親鸞の火葬の際顯智が延仁寺で拾つた骨、十字尊号、その他真仏、顯智、専空、等歴代住職の消息、古文書類が多く隠くされていたことを書き留めておく。